



コロナ占用特例から ほこみち制度へ

国土交通省道路局
令和3年3月

道路占用に関するコロナ特例の概要

- 令和2年6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置を導入
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出
- 1月19日現在で、全国の約150の自治体で特例措置の適用事例があり、占用許可件数は全国で約360件



(国道17号：文京区千石)

(栃木県宇都宮市より提供)

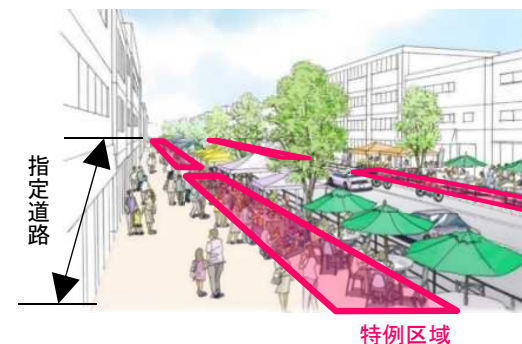
緩和措置のポイント

内容	① 新型コロナウイルス感染症対策のための <u>暫定的な営業</u> であること ② 「 <u>3密</u> 」の回避や「 <u>新しい生活様式</u> 」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための <u>仮設施設の設置</u> であること ④ <u>施設付近の清掃等</u> にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※1による一括占用※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除（施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和3年9月30日まで （令和3年3月12日付けで延長）

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度への移行

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度（R2.11.25施行）

地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築のため、各道路管理者が指定した道路のうち、オープンテラス等の施設を誘導するために指定された特例区域では、道路占用がより柔軟に認められる



（コロナ占用特例との比較）

	ほこみち制度の占用特例	コロナ占用特例
占用許可基準	無余地性の基準を緩和	
占用主体	個別占用・一括占用を問わない	地方公共団体又は地元協議会等による一括占用
占用期間	最長5年 ※公募占用による場合は最長20年	特例の期限まで
占用料	減額（1/10） ※コロナ占用特例の対象物件は、同特例の期間中は「免除」	免除 ※施設付近の清掃等への協力が条件



特例後の路上利用の取組の希望がある場合には、ほこみち制度への移行が円滑に図られるよう、**全国の道路管理者との連携を強化**

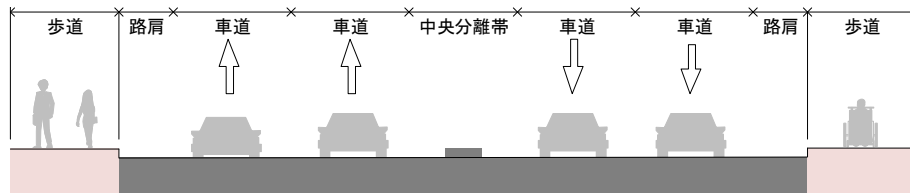
- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まってきている。
- このような道路空間の構築を行いやすいよう令和2年5月20日に成立した改正道路法において、新たに「**歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）**」制度を創設（令和2年11月25日）。

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

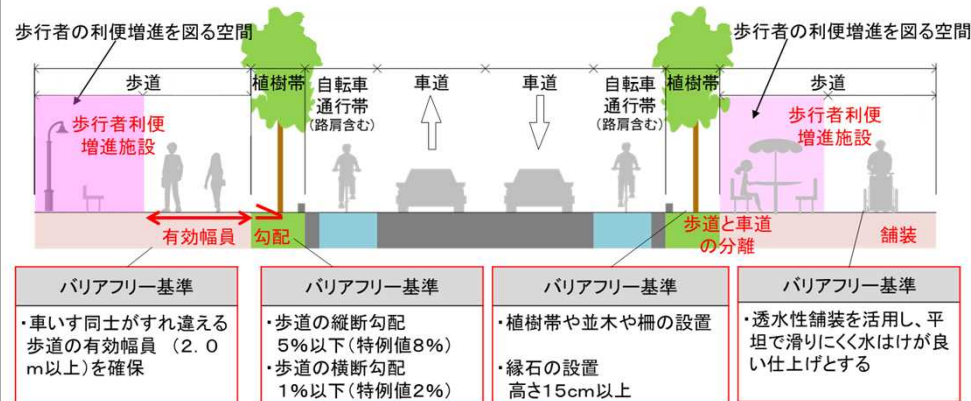
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

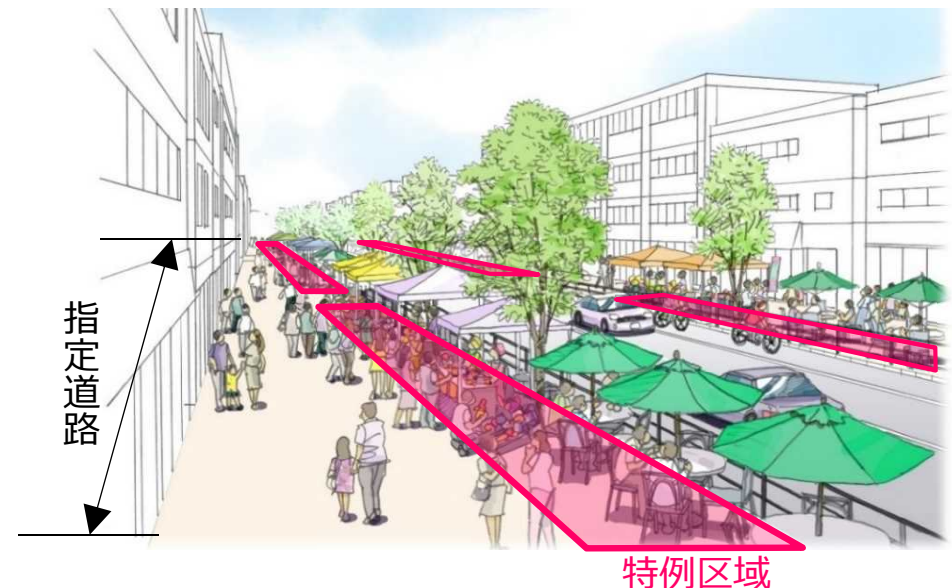
【改築後】



<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保 	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の縦断勾配 5%以下（特例値8%） ・歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%） 	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹帯や並木や柵の設置 ・緑石の設置 高さ15cm以上 	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする
--	--	---	---

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

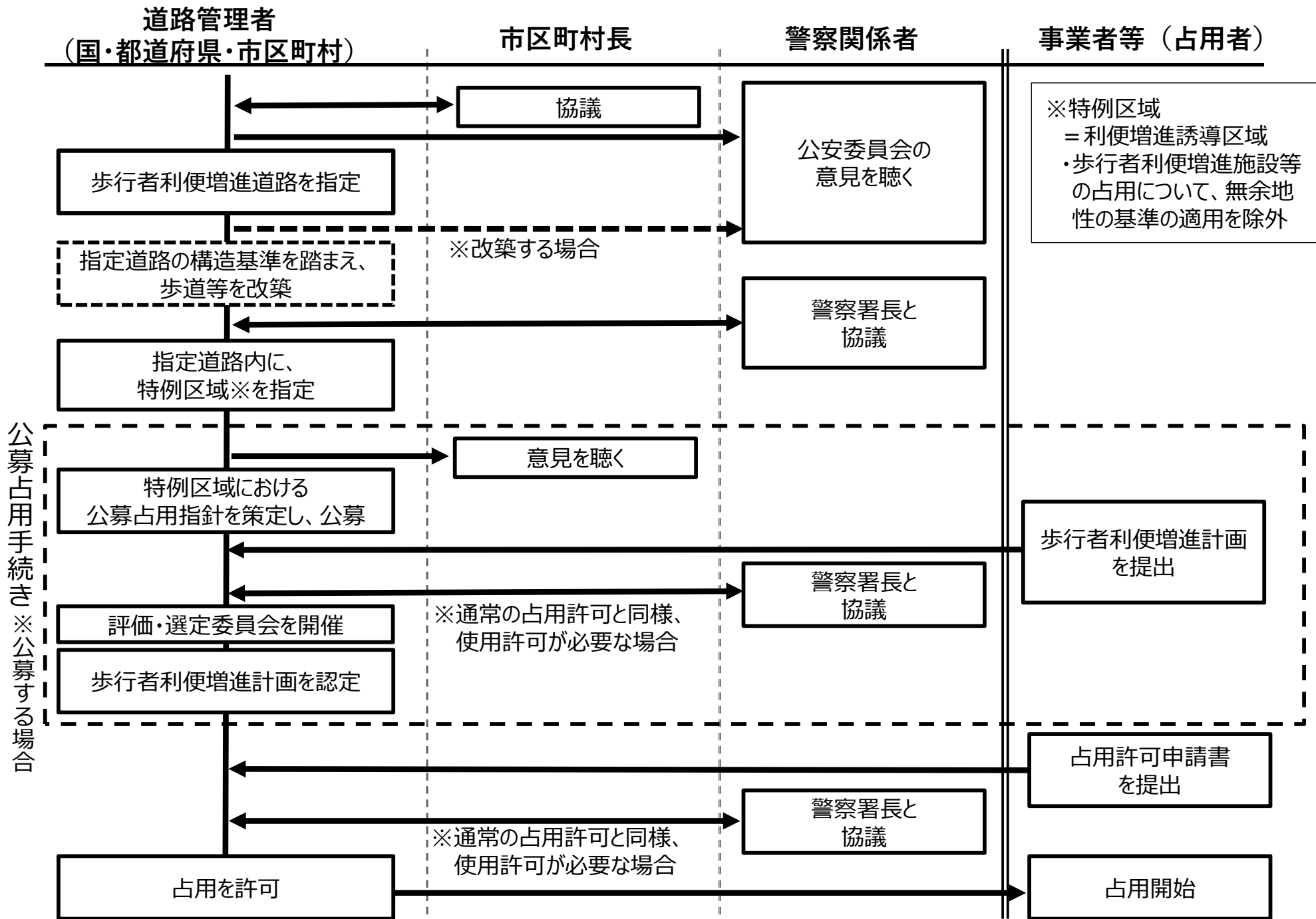
- ・ ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



道路空間の活用に関する主な制度

項目	制度（事業）概要	場所	占用許可期間	占用物件	道路の構造に関する基準
歩行者利便増進道路（道路法）R2～ 新規	道路管理者 が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度	利便増進誘導区域	20年（公募占用の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの） ・ 標識、旗ざお、幕及びアーチ ・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物 ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設 ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ・ 集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」への適合義務 ・ 歩行者利便増進施設等を設置するための滞留の用に供する部分の設置規定
国家戦略特区区域計画（国家戦略特別区域法）H26～	地方公共団体を含む区域会議において計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化のために道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度	国家戦略特別区域	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの） ・ 標識 ・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物 ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設 ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ・ 競技会等の催し（※）のために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設並びに旗ざお、幕及びアーチ ※相当数の来訪者等の参加が見込まれるものに限る。	・ なし
中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律）H26～	地方公共団体が計画へ位置付けることにより、中心市街地活性化のためのオープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度 ※計画の記載に係る道路管理者の同意	中心市街地活性化計画区域	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの） ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設 ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの 	・ なし
都市再生整備計画（都市再生特別措置法）H23～	地方公共団体が計画へ位置付けることにより、まちのにぎわいや交流の場の創出にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度 ※計画の記載に係る道路管理者の同意	特例道路占用区域	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの） ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設 ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの 	・ なし

ほこみち制度の全体の流れ



○歩行者利便増進道路を指定する場合、以下に示す指定要件を満たす必要がある。
(道路法第48条の20第1項関係)

【指定要件】

- 1 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること
- 2 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること
- 4 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること



人中心の空間として再生した、まちのメインストリート



曜日や時間帯に応じて道路空間の使い方が変わる路側マネジメント



歩行者利便増進道路のイメージ

出典：2040年、道路の景色が変わる(令和2年6月/国土交通省)

歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱いについて

- 歩行者利便増進施設等は、設けられる施設の種類、設置の要件を規定。
(道路法施行令第16条の2関係)

◆歩行者利便増進施設等の種類

・歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する施設**。

- ア. 広告塔、看板
- イ. ベンチ、街灯
- ウ. 標識、旗ざお、幕、アーチ
- エ. 食事施設、購買施設
- オ. レンタサイクル用の自転車駐車器具
- カ. 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
 - ・広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ



ベンチ (神戸市)



看板
(デジタルサイネージ・新宿区)



食事施設
(すわろうテラス・札幌市)

◆歩行者利便増進施設等の要件

・歩行者利便増進施設等の占用特例が適用されるためには、**全ての要件に該当必要**。

- ア. 利便増進誘導区域内に設けられるものであること
- イ. 歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる
清掃などの措置が講じられていること
- ウ. 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること



キッチンカー
(古町商店街・新潟市)



自転車駐輪器具 (新潟市)

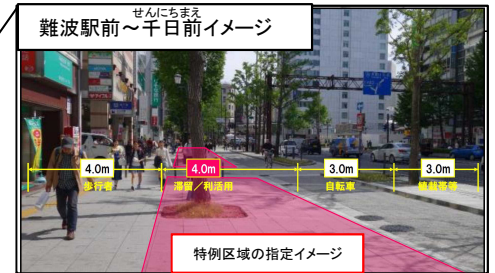
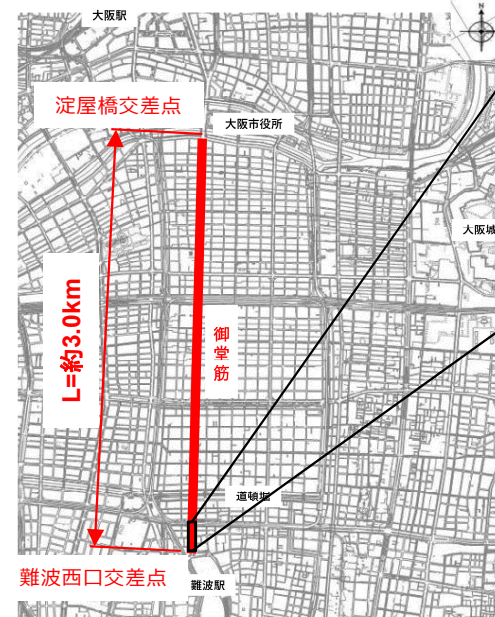
ほこみちプロジェクト本格始動！

- 賑わいのある道路空間創出のため、全国で初めて、御堂筋（大阪市）、三宮中央通り（神戸市）及び大手前通り（姫路市）が各道路管理者により歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）に指定されました。
- ほこみちで、道路からまちを変えていきます。



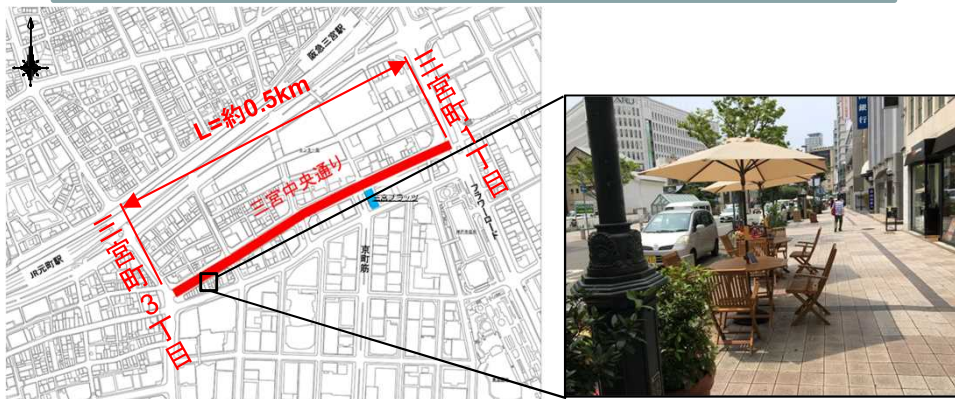
※国土交通省では、ほこみちの推進や上手な使い方の検討・展開のため、ほこみちプロジェクト事務局を立ち上げ、イベント実施や相談窓口の設置を行っています。
ほこみちHP：<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>

大阪市御堂筋



- ・道路管理者：大阪市
- ・路線名：国道25号（御堂筋）
- ・場 所：大阪市中央区淀屋橋交差点
よどやばし
～難波西口交差点
なんば
- ・指定日：令和3年2月12日

神戸市三宮中央通り

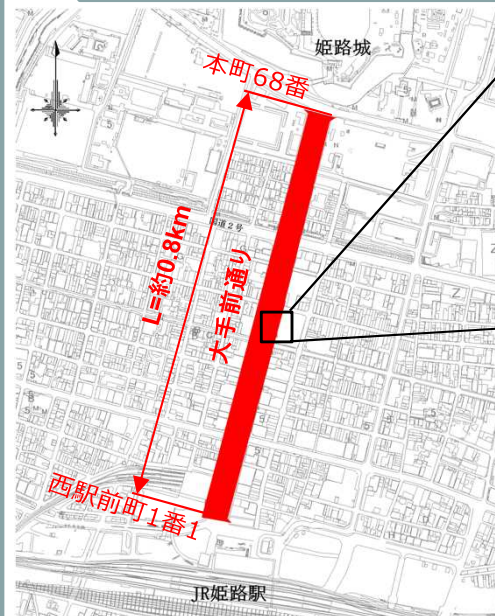


コロナ占用特例の状況

- ・道路管理者：神戸市
- ・路線名：神戸市道三宮中央通り線
- ・場 所：神戸市中央区三宮町1丁目3番9地先～3丁目1番18地先
さんのみやちよう
- ・指定日：令和3年2月12日

※コロナ占用特例からの移行

姫路市大手前通り



- ・道路管理者：姫路市
- ・路線名：姫路市道幹第1号線
- ・場 所：姫路市西駅前町1番1地先
にしきまえちよう
～本町68番地先
ほんまち
- ・指定日：令和3年2月12日

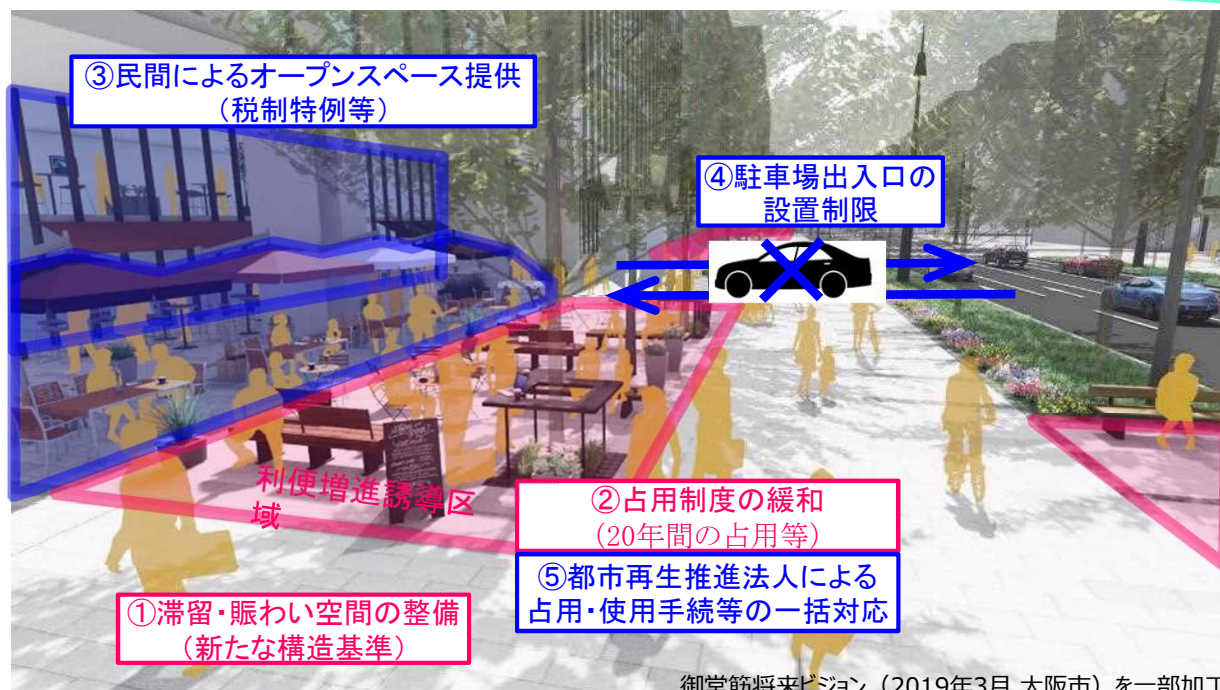
○ほこみち制度は、滞在快適性等向上区域（改正都市再生特別措置法）との併用により、更にその効果を高めることが期待されます。

歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能
⇒公共：交付金による重点支援
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和
⇒“無余地性”^{※1}基準の適用が除外され、占用物件が置きやすく
※1) 無余地性＝道路区域外にその占用物件を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準
⇒実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく（公募占用を行う場合^{※2}。通常は5年。）
※2) 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
⇒公共：交付金（国費率の嵩上げ等）
民間：税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



両制度を併用すると…相乗効果 大

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。